

山 陽 小 野 田 市 監 査 第 3 号
令和3年(2021年)3月1日

山陽小野田市議会議長

小 野 泰 様

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏



山陽小野田市監査委員 河 崎 平 男



山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定
に対する意見について(回答)

令和3年2月24日付け山議第1821号で照会のありましたこのことについて、議案19号 山陽小野田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定に対する監査委員の意見は、下記のとおりです。

記

本条例案は、令和2年4月1日から施行された地方自治法第243条の2第1項の規定に基づいて制定するものであり、市長や職員等の市に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれを超える額を免責する旨を定めるものであること、また、本条例案で定める当該賠償責任額についても政令で定める基準と同一の内容で規定しており、これらと異なる取扱いとすべき特別の事情も認められない。

